令和8年度　瑞穂市会計年度任用職員募集

・応募方法　　会計年度任用職員任用申込書（市公式ホームページからダウンロード又は担当課及び総務課にて配布）及び資格証明書の写しを担当課へ提出
・選考方法　　面接試験、実技試験（保育士および幼稚園教諭のみ）
・応募期限　　令和8年10月13日（火）必着
・問い合わせ　　総務課　327-4111
※職務内容、勤務条件等の詳細については、担当課へお問い合わせください

No.	職　種	採用予定人数	勤務場所	勤務内容	勤務時間	給料・報酬	加入保険	必要資格等	担 当 課
①	学校等生活支援員	2名	ほづみ幼稚園 市内小・中学校	障がいのある幼児、児童および生徒の学校等生活への適応等の支援（校外活動あり）	平日の9時～14時30分 （休憩30分） ※ただし、長期休業日は勤務なし	時給1,239円	―	―	学校教育課 058-327-2116
②	担任保育士	2名	市立保育所 （7か所のうちいずれか）	0～5歳児の保育担任	原則として 平日の8時30分～17時15分 （休憩60分）※早番遅番あり	月額265,843円	健康保険 厚生年金 雇用保険	保育士または幼稚園教諭免許のうちいずれかをお持ちのかた	幼児教育課 058-327-2147
③	保育士	2名		0～5歳児の保育	原則として 平日の9時～17時（休憩60分） ※早番遅番あり	月額218,625円		保育士、幼稚園教諭免許、小学校教諭免許または養護教諭免許のうちいずれかをお持ちのかた	
					平日の （1）7時30分～11時30分 （2）15時～19時 のいずれか　※応相談	月額124,929円			
④	保育補助員	4名		0～5歳児の保育の補助業務	平日の （1）7時30分～10時30分 （2）12時～15時 （3）16時～19時 のいずれか　※シフト制	時給1,260円	―	保育士等（＊）養成施設に在籍している18歳以上の学生（高校生を除く）、子育て経験または知識のあるかた ＊保育士・幼稚園教諭	
⑤	子育て支援員	2名	市立保育所 （未満児保育を実施している6か所のうちいずれか）	未満児保育の補助業務	平日の （1）7時30分～11時30分 （2）15時～19時 のいずれか	月額105,897円	健康保険 厚生年金 雇用保険	子育て支援員（地域保育コース）の認定を受けているかた	
⑥	保育所看護師	1名	別府保育所	医療的ケア児の対応及び保育補助	原則として平日の9時～17時 （休憩60分）週5日※応相談	月額236,953円	健康保険 厚生年金 雇用保険	看護師	
					原則として平日の9時～17時 （休憩60分）週3日※応相談	時給1,611円			
⑦	放課後児童クラブ指導員	9名	市内放課後児童クラブ （7か所のうちいずれか）	小学1～6年生の保育	原則として 平日の14時30分～17時30分 ※土曜日、長期休業日は7時30分～13時30分、8時30分～13時30分、13時～18時、13時～19時のいずれか ※別途クラブミーティング等の勤務あり	時給1,437円	―	保育士または幼稚園・小中高教員免許のうちいずれかをお持ちのかた、または放課後児童支援員認定資格を取得したかたで、経験のあるかた	
⑧	放課後児童クラブサポーター			小学1～6年生の保育補助		時給1,260円		保育士または幼稚園・小中高教員免許のうちいずれかをお持ちのかた、岐阜県子育てマイスターまたは子育て支援員（放課後児童コース）の認定を受けているかた、保育・福祉・教育について学んでいる18歳以上の学生（高校生を除く）、子育て経験のあるかたまたは上記と同等以上の資格やご経験のあるかた	

≪ 採 用 予 定 人 数 ≫　・採用予定人数は、令和8年10月時点での予定数であり、変更することがあります

≪ 勤 務 時 間 ≫　・勤務時間の平日とは、土曜日・日曜日・国民の祝日に関する法律に規定する休日・年末年始（12/29～翌年1/3）を除いた日です
・時間外勤務がある場合があります
・勤務時間が「※応相談」となっているものについては、時間により報酬・給料は変更となります

≪ 給 料 ・ 報 酬 ≫　・任期を良好に勤務し、再度任用された場合、加算があります（条件・上限あり）
・令和8年10月時点での予定額です　制度改正等により変更される可能性があります

≪ 必 要 資 格 等 ≫　・学歴、年齢、国籍の制限はありません　ただし、就労が制限されている在留資格の人は応募できません
・地方公務員法第16条の欠格事項（下記のいずれか）に該当する人は応募できません
①拘禁刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの人
②瑞穂市において懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
③日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した人
・障がい（身体・知的・精神・その他）のあるかたの応募も可能です

≪ そ の 他 ≫　・「担任保育士」以外の職種については、原則として兼業をする際の制限はありませんが、職務に専念する義務や信用失墜行為の禁止等の服務規程が適用されるため、兼業内容について報告する必要があります
・併願も可能です　併願の場合は、職種ごとに申込書を提出してください（併願有を〇で囲む）